今後の佐渡市民サービスカード（準住民用）の介護帰省の更新について（お知らせ）

今後は以下の運用といたしますので、お知らせします。

・令和4年10月1日から運用を開始している佐渡市民サービスカード（準住民用）の介護帰省者について、1年間は更新案内を送付しておりましたが、令和6年11月1日以降は、**更新案内を郵送しません**ので、ご注意願います。

・お持ちの佐渡市民サービスカード（準住民用）の有効期限を確認し、更新するようお願いいたします。

1　更新に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付・更新申請書（様式第4号）
※佐渡市HPからダウンロードいただくか、交通政策課、各支所、各行政サービスセンターにあります。
②介護保険被保険者証の写し
※三つ折りのものを開いてコピーをして提出ください。
※佐渡市民サービスカード（準住民用）の有効期限内に介護保険被保険者証の認定期間が切れ、すでに、提出された場合でも再度提出をお願いします。
③申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバー等）の写し

※戸籍抄本もしくは戸籍謄本等は**不要**となります。

2　申請方法及び受付場所

上記の必要書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターへ提出してください。
郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ郵送ください。

受付場所：佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンター（平日8：30～17：30）

3　更新手続きにあたっての注意事項

・1年間の来島が**市民サービスカードを利用して、6往復以上ない場合**、**更新できません**ので、ご注意ください。※利用回数は交通政策課で確認を行っています。
・**市民カードを利用せずに来島した場合は、回数に該当しない**ので、ご注意ください。
・**1人の方**の来島が1年間6往復以上になります。家族、兄弟姉妹合わせて6往復ではありませんので、ご注意ください。
・**以下の場合も更新できません。**
例：要介護もしくは要支援の認定が解除された場合、
介護を必要とされる方が佐渡市から転居した場合、
介護を必要とされる方が施設等へ入所し、介護が必要なくなった場合、等
・自動車航送を利用された方は利用回数を申請書にご記入ください。
併せて、いつ利用したか、日付もご記入願います。
・来島回数には、佐渡市民サービスカードを利用した回数をご記入ください。

【送付先／お問い合わせ先】
佐渡市観光振興部交通政策課
〒952－1292　佐渡市千種232番地　TEL　0259－63－3184

Q&A

Q1　申請書は佐渡市HPのどこからダウンロードできるか
A1 「佐渡市　航路　準住民」で検索し、「佐渡航路運賃（準住民の島民割引）のご案内」ページにある「介護帰省者」からダウンロードできます。
「佐渡航路運賃（準住民の島民割引）のご案内」
https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2016/41201.html

また、右のQRコードから上記ページに飛ぶことができますので、
そちらからダウンロードください。

Q2　更新の申請はいつからできるか。
A2　3ヶ月前から更新の申請ができます。ただし、佐渡への来島が佐渡市民サービスカードを利用して、6往復以上ない場合は、更新できません。

Q3　家族（もしくは兄弟姉妹）で介護に来ている。合わせて、6往復あればよいか。
A3　合わせて6往復ではありません。1人の方の来島が6往復ないと更新できません。

Q4　来島回数はいつからいつまでのものを記入すればよいか。
A4　例えばですが、令和6年11月30日有効期限の佐渡市民サービスカードをお持ちの場合、
令和5年12月1日から令和6年11月30日までに佐渡市民サービスカードを利用した往復の回数をご記入ください。
なお、佐渡市民サービスカードを利用しなかった場合、今後利用予定の場合等は回数に含むことができません。

Q5　自動車航送を利用した場合、回数に含むことができるか。
A5　含むことができます。利用した場合、いつ利用したか、日付も併せてご記入ください。
なお、自動車航送をご利用の場合、対象とはなりませんが、佐渡汽船へ申し出の上、「介護帰省者車両航送利用確認書」をご記入ください。

Q6　新しい佐渡市民サービスカードが届いたら、古いものはどうすればよいか。
A6　古い佐渡市民サービスカードはハサミ等で廃棄を行ってください。

Q7　新しい佐渡市民サービスカードはどのくらいで届くか。
A7　申請書が交通政策課に届いてから、2週間程を目途に郵送いたします。

【送付先／お問い合わせ先】
佐渡市観光振興部交通政策課
〒952－1292　佐渡市千種232番地　TEL　0259－63－3184